

憲法記念日を迎えるにあたっての会長談話

本日、日本国憲法が施行されて77年目の憲法記念日を迎えました。

明治憲法下における全体主義体制から先の大戦に突き進み、多数の犠牲者を出したことへの深い反省から、日本国憲法は、基本的人権の尊重、国民主権を定めています。

そして、日本国憲法は、最大の人権侵害である戦争を放棄する恒久平和主義を採用し、全世界の国民が平和のうちに生存する権利、すなわち平和的生存権を有することを前文で確認しています。この憲法の理念は不断の努力により、実現されるべきものです。

現在、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻は多数の死傷者を出しながら、すでに2年以上、継続しています。

また、昨年10月以来、ガザ地区ではイスラエルとイスラム組織ハマスによる戦闘状態が継続しており、これにより多数の市民が犠牲となっています。

当会は、平和的生存権を保障する憲法の理念に従い、日本政府に対し、平和的手段による最大限の外交努力を行うことを求めます。

また、当会は、国民主権の要請の下、国民の選挙権行使の機会を尊重する立場から「緊急事態における国会議員の任期延長を可能とする憲法改正に反対する会長声明」を2024年3月12日付で発しています。大地震等の緊急事態においても、民主主義の根幹といえる選挙権は保障されるべきであり、憲法改正によりこれを制限することは許されません。

基本的人権の擁護と社会正義を実現することを使命とする弁護士によって組織される当会は、人権の救済に努力し、憲法の基本原理を実現するための提言や実践に真摯に取り組むことを憲法記念日において改めて決意いたします。

2024年（令和6年）5月3日

茨城県弁護士会

会長 篠崎 和 則